

新しい査証制度 (令和元年特許法改正) [On Line]

※本セミナーは新型コロナウイルス感染防止のため、オンライン形式にて開催いたします。

我が国の証拠収集手続きは脆弱であると批判されてきました。証拠収集手続きの強化に伴い、今度は営業秘密保護との緊張関係が深刻な問題となってきました。両者の適切なバランスを図ることは、困難かつ重要な課題です。

令和元年特許法改正において導入された査証制度について、発令要件、手続、活用方法などについて解説します。

【プログラム (案)】

1. 制度の名称
2. 査証を認めるのは提訴前 + 提訴後か、提訴後のみか?
3. 海外工場も査証の対象になるか?
4. 査証の発令要件
5. 査証発令の手続
6. 査証は誰が行うのか?
7. 査証人候補者
8. 申立人に査証の立会を認めるか?
9. 査証を受ける人に対して説明義務を課すべきか?
10. 報告書の取扱方法
11. 報告書の黒塗りの是非について即時抗告を認めるべきか?
12. 各方面からの査証制度の評価・期待



申し込みフォームはこちらから

【開催概要】

開催日

令和2年11月17日 (火) 13時30分～14時30分

開催方式

※Zoom Meetingを利用したオンライン形式で開催します。
事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

講師

阿部 隆徳 氏

(阿部国際総合法律事務所 代表パートナー弁護士・弁理士・NY州弁護士)

受講料

発明協会会員 無料 一般2,000円 (消費税込)

※ 他府県発明協会会員でも無料で受講できます。

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>) kensyu@jiiiosaka.jp

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

開催日	テーマ	定員
11月17日（火） 13時30分～14時30分	新しい査証制度（令和元年特許法改正）	80名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	E-mail

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

発明協会会員以外の方へ→お支払方法（予納金・現金・銀行振込・郵便振替）

1.請求書（要・不要）

2.予納金処理の方  **得意先コード No.** - -

- 振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182
三菱UFJ銀行 中之島支店 普通預金 0042472
- 郵便振替口座 00940-7-312572
- 口座名義 一般社団法人 大阪発明協会

◆ZOOM参加に必要なもの◆

次のいずれかの機器

- ・自撮りのできるスマートフォン（iPhone・Android問わず）
- ・カメラの付いているタブレット（iPad・Android問わず）
- ・カメラの付いているパソコン（Windows・Mac問わず／カメラは外付けでもOK）

*いずれもネットに繋がる環境は必要です。また通信代が無制限でないプランの方はWi-Fi環境で接続してください。

- *あらかじめZoomの会員登録（アカウント作成）などは不要です。
- *スマートフォンの場合、バッテリーの消耗が気になりますので、電源ケーブルに接続した状態をおすすめします。
- *スマートフォンのYahoo!アプリでは接続できませんのでご注意ください。（Google Chrome, Safariで接続してください）

◆ZOOM会議入室方法◆

11/11（水）に、大阪発明協会より参加申込者に招待メールをお送りいたします。お送りしましたメールに記載しているリンク先をクリックしてご入室下さい。

